

介護保険住宅改修関係者の皆様へ

平成28年末に取りまとめられた厚生労働省社会保障審議会介護保険部会報告に基づき、H30制度改正が実施されました。

このうち住宅改修における主な制度改正は、以下の2点です。

- ①事前申請に際して「見積書類」を複数の住宅改修事業者から収集するよう、介護支援専門員等から利用者に対して説明する。
- ②利用者から保険者に提出される「見積書類」の様式が標準化される。

制度改正が行われた背景として、従来から介護保険における住宅改修の工事価格は事業者の裁量に委ねられており、価格や施工水準にバラつきが生じていることが指摘されてきたことがあげられます。

今回、利用者が適切な事業者を選択し、保険者が改修内容や価格を適切に把握・確認できるように制度改正が行われたことに鑑みて、本市としても、国の指針による制度運用を行う必要があることから、本通知を発出しましたので趣旨ご理解の上、ご協力くださいますようお願い申し上げます。